

アフィリエイト広告等に関する検討会

検討会ならびに報告書に関する意見書

一般社団法人 日本アフィリエイト協議会
代表理事 笠井北斗

本意見書の要点

- ・アフィリエイトに関して新たな規制や法改正、一律の体制整備は不要
- ・特に問題となるごく一部の悪質事業者グループの排除と処分が最優先で必要
- ・アフィリエイトの良い面を社会に広く周知する取り組みにご協力頂きたい

はじめに

一般社団法人日本アフィリエイト協議会（Japan Affiliate Organization、以下 JAO）はアフィリエイト・ビジネスの健全な発展と普及、そして消費者利益と事業者利益の共存と成長を図る事を目的とし、アフィリエイト・サイト運営者（アフィリエイトター）、広告主、アフィリエイト・サービス・プロバイダー（以下 ASP）、そして広告代理店間で協力し活動する 2010 年創立のアフィリエイトに特化した業界団体です。

本検討会の委員を務める JAO 代表理事の笠井北斗は 1999 年からアフィリエイトター、広告主、ASP、代理店の全ての立場でアフィリエイト業界に長年携わっており、現在は行政や事業者団体、消費者団体等に対してアフィリエイトの仕組みや課題、問題解決の方法について情報共有や相談のサポート、教育・啓発する立場でもあります。

理念として掲げる「アフィリエイト・ビジネスの健全な発展と普及、消費者利益と事業者利益の共存と成長」を目指すアフィリエイト業界団体の代表として、報告書に対する意見を下記の通り提出致します。

1 アフィリエイトに関して新たな規制や法改正、一律の体制整備 ⇒ 現状不要と考えます。

・報告書「はじめに」冒頭（4 ページ）の“アフィリエイト広告の特徴としては、アフィリエイトにより、広告主が思いつかないような新しいアイデアや消費者目線での広告が行われ、効率的な広告配信や需要喚起への効果も期待されると同時に初期費用が少なく済むことから、広告に多額の初期投資をできない中小事業者やスタートアップ事業者等も利用することができ、これらの事業者の多様な商品等が消費者に普及するきっかけにもなり得る。”という記述や、問題のあるアフィリエイト広告の現状（30 ページ）の個所での“アフィリエイト広告自体は、賢明な消費活動を支援する仕組みであり、アフィリエイト広告全体に問題があるわけではない”といった箇所にもあるように、アフィリエイトの仕組み自体は消費者にとっても事業者にとっても良いものである、という事実を明記頂いている点に賛同すると共に感謝申し上げます。

・2021 年 3 月以降の消費者庁による処分と公表、それに伴うマスコミ報道、そして業界団体や事業者団体、消費者団体による教育・啓発活動によって、2022 年 1 月現在、アフィリエイト広告の不当表示は広告の委託元である広告主が法的責任を負うことについて、アウトサイダーも含めアフィリエイト関係者は把握済みです。JAO 事務局は全国の消費生活センター、適格消費者団体、消費者行政職員からの相談窓口を専門に設けており、多い時には 1 日に複数件のご相談が寄せられておりますが、**2021 年秋以降、JAO 事務局に寄せられたアフィリエイトが関わる相談は 0 件**となっております。そのため、新たな規制や法改正は現状不要であると考えます。

・一般的なアフィリエイトの仕組みは、“**広告主**（場合によっては**広告代理店**）は、ASP との間でアフィリエイトサービスに関する契約を締結した上で、ASP に対して具体的な条件を示して**広告案件を提示する**。”（報告書 19 ページ）となります。そのため、アフィリエイト広告に対する景品表示法の適用に係る基本的な考え方（50 ページ）に記載されている“ASP やアフィリエイトはあくまでその**広告主の指示の下で**”の説明文は、「ASP やアフィリエイトはあくまでその**広告主の提示条件の下で**」に変更した方が適切と考えます。

・目次等で記載されている“一般的な事業者が行うアフィリエイト広告の未然防止の取組”という表示は、問題のないアフィリエイト広告の出稿まで未然防止が必要と誤認される恐れがあるため、「一般的な事業者が行う**問題となる**アフィリエイト広告の未然防止・早期是正」のように追記が必要と考えます。

・報告書「ウ アフィリエイト広告の管理に必要となる研修」において、“**広告主の社内においてアフィリエイト広告に従事する担当者及びアフィリエイトターに対して、景品表示法の専門家等による定期的な研修の実施をする必要がある。**”との記載がありますが、例えばJAOでは消費者庁表示対策課や弁護士を講師に招き、アフィリエイトが関わる景表法の研修を定期的に無料開催しているため、「**広告主の社内においてアフィリエイト広告に従事する担当者及びアフィリエイトターに対して、自社ないし**業界団体やASP・代理店を通じて、**景品表示法の専門家等による定期的な研修の実施をする必要がある**」のように自社以外の研修制度を活用することでも管理措置を満たすことを明示頂ければと思います。

・「(3) アフィリエイト広告における「広告」である旨の表示」や「(4) 景品表示法第 26 条に基づく広告主が講ずべき措置に関する新たな指針の策定」については、アフィリエイト広告には様々な種類や表示形態があるため、一律に広告表示や講ずべき措置を適用することは適切では無いと考えます。アフィリエイト広告表示のあり方や、先の広告主による管理方法については、本検討会の内容をふまえ、まずはアフィリエイト業界側や事業者団体側にて自主的に策定予定のガイドライン等を活用、参照することで対応すべきと考えます。

2 不当表示の未然防止等のための取組

⇒ 特に問題となるごく一部の事業者グループの排除と処分が最優先で必要と考えます。

・報告書の提言「2 悪質な事業者への対応」(51 ページ)の“表示上の問題があるアフィリエイト広告を生み出す特に悪質な広告主の背景には、当該広告主の出資会社や、表示上の問題があるアフィリエイト広告の出稿の仕方等を指示するコンサルタント会社や広告代理店、広告制作会社等の存在があり、当該広告主はこれらの者からその事業活動の実質的な方針について指示を受けているという状況がある。広告主と出資会社やコンサルタント会社が連携共同して通信販売を行い、一体となって事業活動を行っていると認められる場合にも、こうした出資会社やコンサルタント会社についても景品表示法上の供給主体と認められる場合には景品表示法を適用する必要がある。

さらに、これらの会社において問題となる広告について実質的な指示役を担っていた個人に対して広告業務禁止命令を行うことも視野に入れ、これらの会社に対する特定商取引法の適用を行うことが必要である。景品表示法は、主にその広告主を規制対象とする一方、特定商取引法は、個人を規制対象とすることもできるため、問題のある表示の実態を踏まえた上で、両法律による適切かつ有効な法執行が必要である“という記述は、第4回検討会においてJAO 笠井が発表させて頂いた「いちごっこを防ぐためにも、広告主だけではなく、出資者や主要取引先の取り締まりも必要。トカゲの尻尾ではなく、諸悪の根源を潰しましょう。」という提言への回答でもあるため賛同致します。

・報告書「2-ウ 消費者被害の現状（消費者相談の分析結果）」(34 ページ)にある“令和元年度に受け付けたP I O-N E T上の相談件数は約5万件にのぼっており、このうち、消費者相談の多い上位10社で全体の約半分程度の消費者相談を発生させていた。”、並びに“上位10社以外の事業者における相談件数は、企業1社当たりでいえば、上位10社の相談件数と比較すると少ないものの、年間数百件に上る消費者相談を発生させている事業者が存在し、その中にはコンプライアンスを特に重視しなければならないような上場企業も含まれていた。”という記述はJAOによる虚偽・誇大なアフィリエイト&ネット広告の調査結果データとも一致する部分は多く存在します。

令和元年から令和4年になり、第4回検討会でJAO 笠井がデータ提示したように上場企業や中小企業など多くの広告主が適切にアフィリエイト広告を管理・出稿するようになった結果、アフィリエイト関連の消費者トラブルは激減しました。減少要因として消費者庁や埼玉県等による行政処分と公表、適格消費者団体や全国の消費生活相談センターの相談員の皆様の取組、そして事業者団体や広告団体による不当表示の撲滅に向けた活動等が挙げられます。微力ながら上記全てに関わらせて頂いてきたアフィリエイト業界団体の代表として、日々ご尽力頂いております皆様に心より御礼申し上げます。

・JAOによる虚偽・誇大なネット広告の調査結果データでも、広告主の上位10社が全体の半分近くを占めています。第4回検討会でJAO 笠井がご説明した通り、会社単位ではなく、同じ出資会社やコンサル会社、広告代理店、ASPなどの事業者グループ単位で計算すると、上位10グループで虚偽・誇大な広告表示の9割以上を占めると考えられます。消費者庁の公表資料でも、1事業者グループで相談件数の約20%を占めていたという実態も判明しております。

また、悪質事業者グループによるアフィリエイトの不当表示の大半を占めているのは、主に法人アフィリエイトターがSNSや動画サイト、アプリ、ニュースメディアなどのネット広告枠を購入し、自身のアフィリエイトサイトへの集客経路とする、いわゆる“アドアフィリエイト”の仕組みであることもこれまでの検討会で示されております。

そのため、消費者庁をはじめとした処分権限のある行政機関には、アドアフィリエイトに関わる悪質事業者グループの調査と処分を最優先して取り組んで頂きたいと思っております。またアフィリエイト業界側でも民間の関係事業者間で連携して情報を共有し、悪質事業者グループを業界から排除する取り組みが、不当表示の未然防止につながる有効な施策である考えます。関係事業者間の情報共有の取組については、本報告書が公表され次第、JAOとしても専門の連絡窓口設置や他団体へのヒアリング等の取り組みを開始予定です。

おわりに

報告書「はじめに」冒頭をはじめ、報告書内の各所で言及されている通り、アフィリエイト・プログラムは消費者と事業者の双方に利益をもたらす優れた仕組みです。アフィリエイトによる広告主が思いつかないような新しいアイデアや消費者目線での情報発信は、賢明な消費活動を支援し、価値ある商品やサービスを扱う広告主の販路拡大にもつながっています。

また、アフィリエイトの仕組みが存在する事で、外に働きに出れない個人の社会参加支援や、消費者としてネット上に存在する情報を正しく判別するための教育・啓発活動にもつながっています。JAOでも発足以来、ひきこもりの就労支援活動や、学生・消費者向けの教育講座、消費生活相談員と消費者行政職員向けの研修に相談サポートと、消費者市民社会の実現に向け長年取り組んでまいりました。

令和元年以前に発生していたアフィリエイト関連の消費者トラブルも、ここ数年の行政・団体・事業者、そしてJAOを始めとした業界団体の取組の結果、一部の悪質な事業者グループの広告を除けば、JAOに寄せられるアフィリエイトが絡む消費者トラブルの相談件数はほぼ0件にまで激減してきております。

大部分のアフィリエイト関係者が真っ当に取り組む社会に対して付加価値を提供し続けている中で、わずかに残ってしまっているごく一部の悪質なアフィリエイト事業者グループの存在を理由に、アフィリエイト業界全体に対して新たな規制や管理体制を設けることは避けるべきと考えます。

本検討会を機にJAOとしてアフィリエイトが絡む不当表示の未然防止の取組はもちろん対応進めてまいりますが、同時にアフィリエイトの良い面や優れている部分を広く社会に対して発信し、健全にアフィリエイトに取り組む個人・法人を増やす活動にもより一層注力してまいります。

冒頭でご紹介した通り、日本アフィリエイト協議会はアフィリエイト・ビジネスの健全な発展と普及、そして**消費者利益**と事業者利益の共存と成長を図る事を理念に掲げ、アフィリエイト業界内外で協議・連携しながら活動してまいりました。今後もこの理念の下、消費者からも事業者からも信頼され、双方の利益につながるように活動を続けてまいります。引き続き、当協議会の理念と活動への皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます